



Himeji city society of commerce and industry

商工会ニュース

第 196 号
令和 7 年 11 月 1 日
姫路市商工会

法律相談

事業のトラブル解決！

令和 7 年 12 月 17 日（水）

● 時間：午後 2 時～午後 4 時

● 場所：姫路市商工会 本所（姫路市夢前町前之庄 1434-15）

※ 相談希望の方は、事前に電話予約をお願いします（TEL：079-336-1368）

税務相談

税務関係の事例についての的確にアドバイス！

令和 7 年 11 月 12 日（水）

相談無料
秘密厳守

◆令和 7 年度税制改正について

(1) 基礎控除の見直し

イ 次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 (注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 (注1)		
	令和7・8年分	令和9年分以後	
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	95 万円 (注2)		48 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)	88 万円 (注2)	58 万円	
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)	68 万円 (注2)		
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)	63 万円 (注2)		
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)	58 万円		

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 特定支出控除や所得金額調整控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

4 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

(2) 給与所得控除の見直し

イ 給与所得控除について、55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5,000 円以下	65 万円	55 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下		その収入金額×40%－10 万円
180 万円超 190 万円以下		その収入金額×30%＋8 万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

□ 給与所得控除の改正に伴い、令和 7 年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和 8 年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

□ 本 所 〒671-2103 姫路市夢前町前之庄 1434-15 TEL (079) 336-1368 FAX (079) 336-1130
□ 家島支所 〒672-0102 姫路市家島町宮 1900 TEL (079) 325-0629 FAX (079) 325-2359
□ 香寺支所 〒679-2151 姫路市香寺町香呂 204-1 TEL (079) 232-0570
□ 安富支所 〒671-2401 姫路市安富町安志 1151 TEL (0790) 66-2696

◆キッズあきんど

(若手後継者育成事業)

経営塾 小学生を対象に「経営体験セミナー」を開講しました。(9月6日(土)、11月2日(日))
受講された小学生が『オータムフェスタ』に出店します。

『オータムフェスタ』 主催：中播磨地区商工会青年部連絡協議会

開催日時 11月23日(日)10時～15時

場 所 市川町文化センター

◆求人サポート情報・企業ガイドサイト

(労働環境対策事業)

求人サポート情報 16社掲載 / 企業ガイドサイト 12社掲載 【Webサイト公開中!】

【人材獲得セミナー】

採用成功は「振り返り」こそすべて 候補者に選ばれ、辞退されないための全ステップ

日時： 11月19日(水)10時～12時

場所： 姫路市商工会 本所

講師： 人事の扉(株) 代表取締役 桜井 透 氏

【個別相談会】

日時： 11月19日(水)13時～17時

場所： 姫路市商工会 本所



◆中小小規模事業者向けの経営相談窓口のご案内

相談内容：(例)持続化補助金等の各種補助金申請、経営計画策定支援など。

日 程：原則毎週水曜日 午前10時～12時、午後1時～3時

※必ず事前予約をお願いします。

会 場：姫路市商工会 本所・家島支所・香寺支所・安富支所

※ZOOM等を利用した相談も可

相 談 員：中小企業診断士 荒木 慎吾 氏

青年部に入って同年代の繋がり
を作りませんか!?



◆入部資格

商工会に属する事業所の代表者、または事業に従事する役員又はこれに準ずる方で、年齢満45歳以下の方
入会ご希望の方は、上記 QR コード
またはお電話(079-336-1368)にてお気軽にお問い合わせください!!

◆支所相談窓口のご案内

各支所(香寺支所・安富支所)下記日程にて相談窓口を開設しております。
お気軽にご利用ください。

【香寺支所】火曜日・金曜日 午前9時～12時、午後1時～4時

【安富支所】月曜日・木曜日 午前9時～12時、午後1時～4時

相 談 員：藤岡 泰造 氏

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

経営者のための積み立て式退職金制度

小規模企業者のみなさま

POINT 1

将来の生活安定資金に
小規模企業者が、引退後の生活安定
資金を積み立てる制度

POINT 2

無理なく積み立て
掛金月額は1,000円から設定でき、
途中で掛金の増額・減額が可能

POINT 3

今の経営のサポートにも
掛金は全額所得控除、また共済契約
者貸付で事業資金等の借入れも可能

こんな方が
加入できます

個人事業主・フリーランス

小規模企業等の経営者・役員

個人事業の共同経営者

オンラインで加入申込受け付け中

くわしくはウェブサイトをご覧ください。

小規模企業共済 検索